

# 第一次取りまとめ（案）の方向性

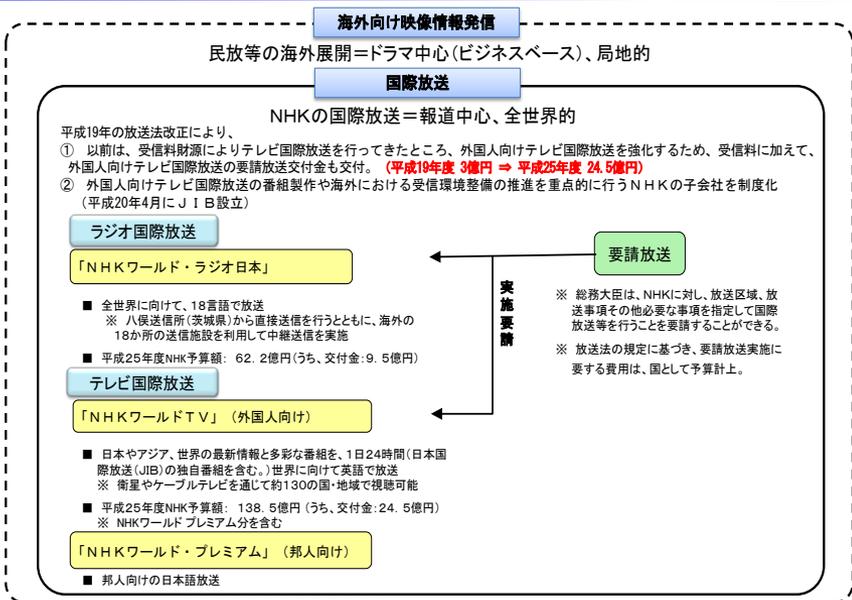
---

平成25年6月19日

事務局

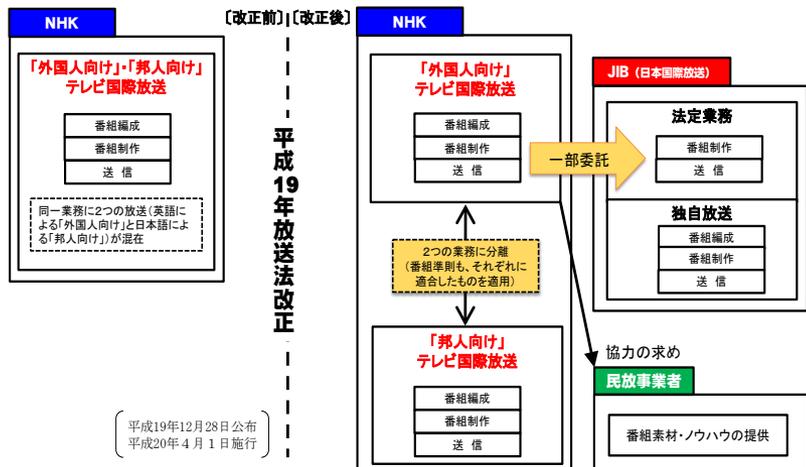
# 国際放送について

## (1) 我が国の海外向け情報発信



## (2) 平成19年改正の概要(国際放送関係)

- 我が国の対外情報発信力を強化するため、NHKのテレビ国際放送の業務を「外国人向け」と「邦人向け」に分離し、それぞれに適合した番組準則を適用する。
- 外国人向けテレビ国際放送について、番組制作等をNHK子会社に委託する制度を設ける。



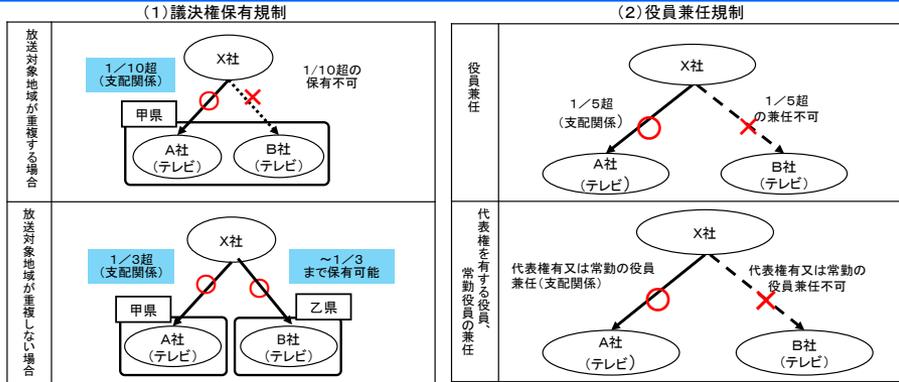
# 認定放送持株会社制度について

## (1) マスメディア集中排除原則の概要

【理 念】 基幹放送(※)をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由が  
 できるだけ多くの者によって享有されるようにする。(放送法第91条)→ **放送の多元性・多様性・地域性の確保**  
 (※)基幹放送：地上テレビジョン放送、地上ラジオ放送、コミュニティ放送、BS放送、東経110度CS等(東経124/128度CS、ケーブルテレビ等は含まれない。)

【原 則】 **一の者が支配することができる基幹放送事業者の数を制限**(複数の基幹放送事業者の支配不可)

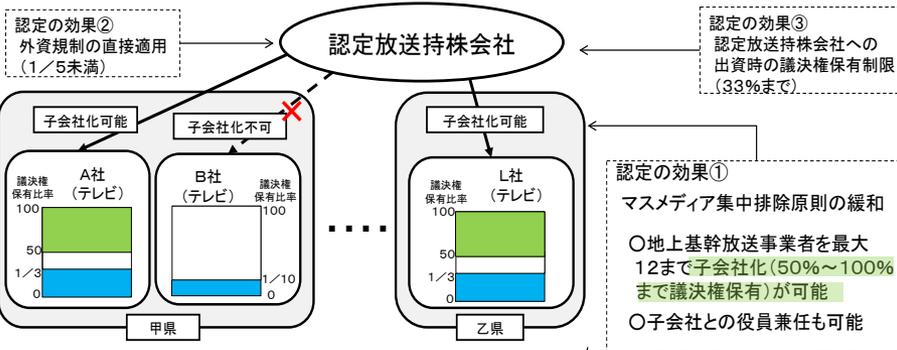
【支配の基準】 (1)議決権保有規制：放送対象地域が重複する場合、**1/10を超える議決権の保有は「支配関係」に該当**  
 放送対象地域が重複しない場合、**1/3(※)を超える議決権の保有は「支配関係」に該当**  
 (2)役員兼任規制：1/5超の役員兼任、代表権を有する役員・常勤役員の兼任は「支配関係」に該当  
 (※)一般省令第8条第2項第2号において割合は、33.3333%と規定



## (2) 認定放送持株会社制度の概要

○制度目的  
 経営の効率化、資金調達等のメリットを有する持株会社によるグループ経営を、放送事業経営の選択肢として拡大

○制度概要  
 ・1以上の地上系基幹放送事業者を含む2以上の基幹放送事業者を子会社とする会社は、総務大臣の認定を受けることができる。  
 ・総務大臣の認定を受けることにより、マスメディア集中排除原則の緩和等の法的効果  
 ・総資産を分母、基幹放送事業者子会社の株式取得額を分子として、常時1/2超であることが必要。(資産割合制度)



12の異なる放送対象地域まで

○制度活用の具体例：フジ・メディアHD(H20. 10月)、東京放送HD(H21. 4月)、テレビ東京HD(H22. 10月)、日本テレビHD(H24.10月)

## (3) 制度見直しの基本的な考え方

### 1 民間放送を取り巻く環境

- テレビ：視聴の簡便性、情報の信頼性、一定の質を保った多様なコンテンツの配信、言論報道機関としての経験等から、**基幹メディアとして公共的役割を担う。**  
 地デジ化投資が一巡し、経営は「一息ついている」状況ながら、リーマン・ショック級の経済変動があれば、経営が悪化する可能性は否定できない。**先行きは不透明。**
- ラジオ：受信機の操作の簡便性、高い地域密着性等から、基幹的メディアの役割を担う。**特に災害時メディアとして再評価。**  
 経営は中短波を中心に、**現状、先行きの見通しともに、テレビと比較して切迫した状況にある。**

### 2 認定放送持株会社制度に対する現時点での評価

- グループ(テレビ・ラジオ、地上波・衛星放送等)の経営基盤の強化という本来目的に沿って有効に活用されていると評価できる。  
 ・「業務執行の迅速性や人的移動の自由度が向上」  
 ・「地上波、衛星放送、インターネットなどで効率的なコンテンツ利用が可能になった」

### 3 制度見直しへの基本的な視点

- 元々幅広い活用を想定した制度との位置付けを再確認。
  - マスメディア集中排除原則(マス排)の在り方を含む**全般的な検討の必要性**
  - 短期的検討と中長期的検討の区別の必要性  
 テレビ・ラジオは今後も基幹メディアとして公共的役割を担う。  
 → **放送の多元性・多様性・地域性の実現という、マス排の趣旨・目的は今後も堅持すべき。**  
 ・経営環境の変化や事業者の具体的なニーズを踏まえ、**放送の多元性・多様性・地域性への影響を比較衡量的上で、一定の要件の下で特例を認めることが重要。**  
 ・事業者の具体的なニーズに応じた議論が必要。
- ① 差し迫った経営上の課題への対応であって、**放送の多元性・多様性・地域性への影響が相対的に軽微と考えられる場合**  
 → 短期・柔軟に措置

② **経営環境の変化やニーズを継続的に把握しながら対応すべき事項であって、放送の多元性等への影響も相対的に大きい場合**  
 → 中長期的に検討

## (4) 制度見直しの方向性

### 1 マスメディア集中排除原則の特例の見直し

#### (1) 切迫した経営上の課題への対応

- ・「地方経済の低迷で、ローカル局の株主や役員を地元で確保することが困難に」  
 ⇒ **放送の多元性等への影響が軽微な、12地域特例の枠内で規制緩和**

	0~1/3	現行制度	研究会取りまとめ
議決権保有	1/3~1/2	×	認定放送持株会社は、12地域まで○
	1/2超	認定放送持株会社は、12地域まで○	認定放送持株会社は、12地域まで○
役員兼任	1/5まで(除代表役員等)	○	○
	1/5超 または 代表役員等	認定放送持株会社とその子会社との間では○	認定放送持株会社との間では、その子会社に限らず、12放送対象地域まで○

- ・資産割合制度について、株式以外の放送用資産の扱いなど、実状を踏まえた緩和を検討
- (2) さらなる規制緩和は、ニーズや放送の多元性等への影響を考慮し、引き続き検討

### 2 ラジオを巡る状況への対応

- 本取りまとめ後、事業再編の柔軟・円滑化を可能とする、新たな制度整備の検討に着手

# NHKのインターネットを活用した業務について

## (1) 業務の位置付け

NHK =放送を行うために、放送法で設立された特殊法人。

- ① 業務範囲は、放送法第20条で規定。
- ② テレビ・ラジオは「必須業務」(同条第1項)とされているのに対し、インターネット活用業務は「任意業務」(同条第2項)と位置付けられ、一定の規律の下に実施。
- ③ 情報通信分野の技術革新やブロードバンドアクセス環境の高度化といった環境変化を踏まえ、これまで順次実施。
- ④ 一方で、インターネット活用業務が多様化する中、新たな業務を手掛けようとする都度、各業務の位置付けの整理が複雑化し、混乱を招きかねない状況。

(参考) NHKのインターネット活用業務に対する規律

1. 放送法で規定 (第20条第2項第2号及び同条第9項)
  - 例: NHKオンデマンド (放送した番組のインターネット有料配信)  
NHKが自ら策定し、総務大臣の認可を受けて定めた「業務の実施基準」に基づき実施。
2. 個別に総務大臣の認可を受けて期限付きで実施 (第20条第2項第8号及び同条第10項)
  - 例: らじる★らじる (ラジオ放送のインターネット同時無料配信)
  - ロンドンオリンピックの放送外競技のライブ配信
3. 必須業務である放送に附帯する業務 (第20条第2項第5号)
  - 例: 大規模災害時の番組同時配信
  - 国際放送 (テレビ・ラジオ) のインターネット同時無料配信

## (2) 具体的な業務の例

※各例はNHK専ら提供

### NHKオンデマンド

平成19年の放送法改正で導入 [平成20年12月サービス開始]。有料で年11,800本番組提供。

### ロンドン五輪の放送対象外競技のライブ配信

オリンピック開催期間中、放送対象外の競技 [20競技] の映像を、インターネットでライブ配信 [延べ91.2時間]。

### ラジオ放送のインターネット同時配信

試行的に、3年間限定 [平成26年3月末まで] でラジオ放送 [第1、第2、FM] をインターネット同時配信。

### 大規模災害時の番組同時配信

平成23年3月11日から約2週間、総合放送を無料でインターネット同時配信

○ NHKは、ハイブリッドキャストに代表される放送・通信連携サービスを含め、新たなインターネット活用業務を展開したいという意向を持っており、これらの業務について制度上の位置付けをあらためて整理する観点から、要望が提出されたもの。

## (3) NHK要望に対する考え方

### 基本的考え方

- 諸外国の状況や利害関係者 (民放連、新聞協会) も一定の理解を示しているということを踏まえ、国民・視聴者が情報通信技術のイノベーションの成果を一層享受できるようにする観点から、NHKはこれまで以上に積極的にインターネット活用業務を展開することが望ましい。
- ただし、NHKは放送を行うために設立された特殊法人である以上、受信料財源を用いて無限定にインターネット活用業務を実施できるわけではない。

### 判断の基準

- ① 公共放送の役割として実施すべき業務であること → ア) 当該業務に公共性が認められるか  
イ) 市場への影響
- ② 放送の補完の範囲にとどまるものであること → ア) 放送番組と密接関連性があるか  
イ) 支出規模

業務範囲規律の方法について、インターネット活用業務の範囲や規律の体系を簡素化、明確化、透明化する観点から、これまで「放送した番組のインターネット配信」業務に限定されていた「実施基準」の手法を敷衍し、包括的な「実施基準」をNHKが自ら策定して総務大臣の認可を受けるという方法が考えられる。

これは、NHKの自主自律を尊重し、柔軟な見直しも可能とするものであり、有力な選択肢の一つとなり得る。この場合、問題が生じた際に、事後的に検証し、見直し仕組みの導入も併せて検討する必要がある。

## (4) 対応の方向性等

### 個別事項についての考え方

主な項目	要望	対応の方向性
ラジオのインターネット同時配信	認可期限終了 (平成26年3月) 後も引き続き実施を要望	○ (難聴対策の補完措置として高い公共性。すでに民放も同様の業務を実施しており、継続することによる市場への影響低、etc.)
オリンピック等の放送対象外競技のライブ配信	ロンドンオリンピックについて、認可を受けて実施したが、今後、同様のケースでも実施を要望	△ (公共性あり。放送市場への影響低、追加コスト低、etc. オリンピック以外のものについては別途個別に要検証。)
災害情報等の提供	今後も積極的に実施できるよう、制度上明確化を要望	○ (公共性高、市場影響低、密接関連性あり、etc.)
ハイブリッドキャスト	今後、十全に実施できるよう、番組関連資料の放送同時のネット配信をできるよう要望	○ (先ずはNHKが業務の内容を明確化することが必要。)

### その他

- 利害関係者から、NHKのインターネット活用業務に関して、事前審査を行う「第三者機関」の仕組みの導入について検討するよう提案  
⇒ 導入している諸外国 (英独) でも課題が指摘されており、十分慎重に検討することが必要。